

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第19回 大正デモクラシー(人権擁護活動)

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 大木 健輔 (68期)

1 大正デモクラシー時代の人権擁護活動

大正デモクラシーの時代には、藩閥政治に対抗する護憲運動やロシア革命によって刺激を受けた社会主義運動、そして普通選挙運動が勢いを得ましたが、政府の弾圧も厳しく、群衆の衝突において警官が抜刀し刃傷に及んだり、刑事事件の被告人が取調べのため数夜検事局に拘置されたりするなど人権侵害事案が多発し、弁護士(会)による人権擁護活動も盛んになりました。

刑事略式手続法が大正2年4月に発布されたのに際し、「我邦人権発展史上の一大墮落のみならず、憲法上の保障を痿痺せしむる一大罪因と言はざるを得ず」と強い批判があり、当時の裁判所についても、「今の刑事審判の手続は、その大多数に於て、人権入る可からずの立札あるに似たり」と批判されました。

また、当時の世情を背景として、日本弁護士協会は、大正3年4月3日、上野精養軒で開催した臨時大会において、「日本弁護士協会ハ帝国憲法ニ因リ保障セラレタル臣民ノ権利ヲ重シ夙ニ人権問題ヲ提唱シ司法機関ノ運用ニ関シ屢政府ニ警告スル所アリ政府亦刷新ヲ図ルヘキコトヲ声明シタリ日本弁護士協会ハ奮励協力以テ其実績ヲ挙ケンコトヲ期ス」と決議し、また、同年6月24日、尾崎行雄司法大臣に対し、人権侵害が問題となった複数の事件について回答を求める覚書を提出しました。

2 様々な人権侵害事案への対応

協会は、米騒動、疑獄事件、労働争議、小作争議といった様々な事件に際して発生した人権侵害行為に対しても具体的な行動を起こしました。いくつか例を挙げてみます。

① 大正7年7月に富山を皮切りに全国で発生した米騒動では、各地で警官と衝突したほか、軍隊の出動

が延べ9万2000人、騒動参加者の7776名が起訴され、全国の弁護士が奉仕の弁護活動をしました。協会は、その騒動の原因等につき調査し、「騒擾ニ関スル司法権行使ハ其ノ措置ヲ誤ラサランコトヲ警告ス」と決議しました。

② 同年の京都での疑獄事件(いわゆる京都豚箱事件)は、京都府知事ほか40名もの多数の人々が検挙された事件ですが、その取調べが異常に過酷であったことを問題視し、協会は、独自に調査を行った上、長時間にわたる取調べ、自白強要があったことを認定し、大正9年、司法大臣原敬宛に、「相当ノ処分」を要求しました。その結果、担当検事らは、左遷・けん責処分に付されました。京都地裁の公判では、原嘉道、花井卓蔵ら著名な弁護人が活躍しました。

③ 大正10年6月末から8月初旬にかけて行われた神戸の三菱・川崎両造船所を中心とした労働争議においては、警察、陸軍等による武力が行使され、被告人100名を超える大事件となりましたが、協会は、現地での調査報告をもとに、11月18日、「神戸ニ於ケル労働争議ノ際警察官吏ガ拔剣シテ労働者ヲ殺傷シ人権ヲ蹂躪シタル事実アルニ拘ハラス当局官憲カ未ダ相当ノ手続ヲ為サザルハ怠慢ナリト認ム」と決議しました。

④ 大正12年頃の香川の小作争議(伏石事件)においては、窃盗罪に問われた農民に対し苛烈な取り調べが行われ、自殺者も出たことが問題となり、協会は、理事を現地に派遣し事実関係を調査の上、大正14年7月6日、人権を無視した取り調べがあったにも拘わらず当局責任者が責任を問われないことを問題視し、司法大臣小川平吉の不信任を決議しました。また、多数の弁護士が小作人のために東奔西走したとのこと